

議長

農業委員現在数14名、出席13名、欠席1名、よって、会議は成立いたしました。

これより令和5年度第12回青梅市農業委員会を開会いたします。

はじめに議事録署名委員の指名ですが、会議規則第13条の規定により、第5番久保田委員さん、第6番吉野委員さんを指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

次に、諸報告について事務局から報告願います。

事務局

諸報告をさせていただきます。2月2日 人農地プラン検討会が市役所会議室で行われ、加藤会長にご出席をいただきました。2月13日地域計画策定に向けた協議の場に向けた打ち合わせ会が、市役所会議室で行われ、加藤会長にご出席をいただきました。2月15日東京都農業委員会・農業者大会が、昭島市 FORSER ホールで行われまして、加藤会長と各委員さんにご出席をいただきました。2月16日地域計画策定に向けた協議の場につきましては、霞共益会館で開催され加藤会長にご出席をいただきました。以上です。

議長

以上で報告を終わります。

次に日程4の議案審議に入ります。

それでは初めに、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」4件を上程いたします。

なお、整理番号1、2番は松永委員さんに関係するものでございますので、別に先に審議させていただきます。

それでは、会議規則第10条の規定により審議が終了するまでの間、松永委員さんには退席いただきます。

[松永委員の退席を確認]

それでは、整理番号1、2番について、梅田委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号10番 梅田です。

整理番号1番について説明します。

2月14日 本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番は青梅街道沿いの自宅から道路を1本挟んだ南にあります。サツマイモ、サトイモ、八つ頭、京芋、ショウガの栽培のあとがありまして、今はホウレン草が作られていて、そのあとジャガイモを作る予定とのことでした。除草も適切に行われ問題なく管理されておりました。

地番は若草小学校の北にありまして、サツマイモ、陸稲を交互に輪作をして栽培しているとのことでした。他に大根が作っており、北側にはお茶の垣根がありました。空いた畑は除草がしてあり問題なく管理されておりました。

地番は青梅新町交差点の南にありまして、サツマイモ、陸稲のあとで耕耘してありました。よろしくご審議をお願いします。

整理番号2番について説明します。

2月14日 息子さん立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番は、青梅街道、鈴法寺あとの交差点南にあります。サツマイモのあとで耕耘してあり、輪作で休ませているとのことでした。市内保育園のサツマイモ掘りの契約がしてあるそうです。

地番は同じくサツマイモのあとで耕耘してありました。近年子供の減少でサツマイモ掘りは減っているそうです。東側に委託苗のサツキのあとが垣根上にありました。全体的に問題なく管理されておりました。よろしくご審議をお願いします。

議長

梅田委員の説明は終わりました。
本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等無いようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 12 名]

議長

挙手12名により、可決されました。
よって、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」2件は原案のとおり証明することに決定いたしました。整理番号1、2番の審議が終了しましたので、松永委員さんには自席に着席をしていただくようお願いいたします。

[松永委員の着席を確認]

それでは整理番号3、4番について、久保田委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号5番 久保田です。
整理番号3番について説明します。
2月19日 奥様立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。
申請人住所、氏名
特例適用農地
地番、地目畑、面積
地番、地目畑、面積
地番、地目畑、面積
地番、地目畑、面積
地番の北側半分に玉ネギ、白菜、ノラボウ、ラベンダー、ブロッコリーが栽培されておりまして、南側にはキウイ、イチジクなどが栽培されていました。

委員

枝の選定、下草の管理が行き届いていました。

地番と地番は一団の畑です。ここには梅が植林されておりまして、特殊な栽培方法で20本の梅を芯を横にしないで接ぎ木をして、ジョイント栽培というようではありますが、そういう仕立て方をされていました。これが7柵作られています。その他に通常の1本仕立ての梅が21本栽培されていました。ここも剪定、下草の管理がされていました。

整理番号4番について説明します。

2月19日に現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番は、吉野街道に面したところで東西に長い並列的な形のところです。ここには梅が23本、カシウヌギ、トホウが栽培されていました。枝の選定、下草の管理が行き届いておりました。

地番は自宅の南側で、柿が21本、キウイの柵が2カ所、イチジク1本、柚子2本が栽培されていました。このほかにもオニグルミが2本植えられていました。枝の選定、下草の管理が行き届いていました。

よろしくご審議をお願いします。

議長

以上で、担当委員の説明は終わりました。本件につきまして御質疑ございませんか。

議長

御意見、御質問等無いようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 12 名]

議長

挙手12名により、可決されました。

よって、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」残り2件は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議長

次に議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」2件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」2件を御説明申し上げます。2ページを御覧ください。

整理番号1番

《証明申請者、主たる従事者、買取申出生産緑地を読み上げ》

農地所有者の さんが令和5年8月23日に亡くなられたため、相続人である さんが生産緑地の買取申出を行うにあたって、生産緑地法第10条の規定に基づき、農業の主たる従事者に該当するかの証明願いが行われたものでございます。

現地調査でございますが、2月19日に加藤委員さんと行いまして、主たる従事者として証明することについて支障なしとの結果となっております。

整理番号1番

《証明申請者、主たる従事者、買取申出生産緑地を読み上げ》

農地所有者の さんが令和5年11月26日に亡くなられたため、相続人である さん、 さん、 さんが生産緑地の買取申出を行う

にあたって、生産緑地法第10条の規定に基づき、農業の主たる従事者に該当するかの証明願いが行われたものでございます。

現地調査でございますが、2月14日に松永委員さんで行いまして、主たる従事者として証明することについて支障なしとの結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、担当委員の私から補足説明いたします。

委員

議席番号1番 加藤です。

整理番号1番について説明します。

ここは持ち主が亡くなり草も酷かったのですが、私たちが見に行った時にはきれいにされていました。

議長

次に整理番号2番について、松永委員からの補足説明はなにかございますか。

委員

推進委員の松永です。

整理番号2番について説明します。

自宅南側なのですが、大根、白菜、柚子が植えてあり、他の部分は除草されておりました。営農管理されていることは確認しました。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 12 名]

議長

挙手12名により、可決されました。

よって、議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」2件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」3件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」1件を御説明いたします。議案の3ページを御覧ください。

整理番号1番

《相続人、被相続人、被相続人耕作面積、特例適用を読み上げ》

農地所有者であった被相続人の さんが令和5年8月23日に死亡されたため、相続人である さんが相続するにあたって、相続税の納税猶予の適格者証明願が行われたものでございます。

現地調査でございますが、2月19日に加藤委員さんで行いまして、証明することについて支障なしとの結果となっております。

整理番号2番

《相続人、被相続人、被相続人耕作面積、特例適用を読み上げ》

農地所有者であった被相続人の さんが令和5年5月19日に死亡されたため、相続人である さんが相続するにあたって、相続税の納税猶

予の適格者証明願が行われたものでございます。

現地調査でございますが、2月14日に梅田委員さんで行いまして、証明することについて支障なしとの結果となっております。

整理番号3番

《相続人、被相続人、被相続人耕作面積、特例適用を読み上げ》

農地所有者であった被相続人の さんが令和5年5月7日に死亡されたため、相続人である さんが相続するにあたって、相続税の納税猶予の適格者証明願が行われたものでございます。

現地調査でございますが、2月13日に鈴木委員さんで行いまして、証明することについて支障なしとの結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、担当委員の私から補足説明いたします。

委員

議席番号1番 加藤です。

整理番号1番について説明します。

植木を主に生業としていました。息子さんが広い土地をやらなければならないので、貸借をうまく使った方がいいのではないかと話をしました。地番は住宅を作っているところで、今まではトラクターが入るか入らないかという道だったのですが、道も広がって貸借をしてもらうにはいいのではないかとということで二カ所は貸借で、自分の家の周りなので委託苗木とか、地番は自宅の裏側なのでブルーベリーや梅が植わっているのですが果樹園にした方がいいのではないかと、などアドバイスをしました。自宅の前は野菜を作っていければいいのかなというところですが、いろいろ相談していければなと思います。

議長

次に、整理番号2番について、梅田委員さんからの補足説明はなにかございますか。

委員

議席番号10番 梅田です。

整理番号2番について説明します。

地番は一団の畑になっていまして、新青梅街道の御岳神社入口の近くです。ここにはハウレン草、ネギ、小松菜が栽培されており、サトイモ、インゲンを作ったあとがありました。果樹はブルーベリー、柚子、キンカンがありました。北側にツツジ、サツキの垣根があり月桂樹が1本ありました。畑として問題なく管理されていました。

議長

整理番号3番について、鈴木委員さんからの補足説明はなにかございますか。

委員

議席番号13番 鈴木です。

整理番号3番について説明します。

2月13日 事務局2名と現地調査を行いました。

地番と地番については冬物野菜、白菜等が作付けされていまして管理が十分できていました。地番も一部についても作付けされていまして、十分管理がされていまして。地番と地番は一団の土地なのですが、山道近くが耕作不十分で少し雑草がある状態でした。こちらは夏は暑くて耕作が出来ないという話がありましたが、今後については耕作をしますという話でしたので問題はないと思います。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 12 名]

議長

挙手12名により、可決されました。

よって、議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」3件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第4号「農業委員会による非農地証明について」1件を上程いたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第4号「農業委員会による非農地証明について」御説明いたします。

農業委員会による非農地証明につきましては、登記地目が畑もしくは田のものについて、山林の様相等を呈しているか、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる状態の場合、非農地状態であることを農業委員会が証明するものでございます。

宅地以外の非農地証明については、原則農業委員会のみ判断で非農地の証明を行うことができます。

それでは、整理番号1番について御説明いたします。

本件につきましては、《議案第4号 別紙1》のとおり、非農地状態であることについての証明願が、農業委員会に対してあったものでございます。(願出者・地番・面積を読み上げる)

議案第4号別紙2は現況写真及び、写真方向図となっております。

申請地は、木が繁茂していて山林の様相等を呈していること、当該地周辺が山林の様相を呈していて、日当たりが非常に悪いことから、青梅市農業委員会の内規にあります「ア その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当するとして、非農地証明に相当すると考えます。

なお現地調査は1月15日に川口委員さんで行いまして許可するに相当であるとの判断をいただきました。また、加藤会長、町田土地部会長には現地の状況について説明しております。

以上でございます、よろしくご審議お願いいたします。

議長

以上で事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、川口委員さんからの補足説明はなにかございますか。

委員

推進委員 川口です。

整理番号1番について説明します。

2月15日 事務局2名と現地調査を行いました。

場所は等高線が入っている斜面で畑には向かないなというところ
カヤが繁茂してしまっていて畑としては苦しい場所が無理かなと思います。
地番は山林化してしまっていて畑として認められないという感じです。よろ
しくご審議をお願いします。

議長

本件につきまして御質疑ございますか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手
をお願いします。

[挙手 12 名]

議長

挙手12名により、可決されました。

よって、議案第4号「農業委員会による非農地証明について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に議案第5号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条により引き続き効力を有する旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項について」2件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第5号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条により引き続き効力を有する旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項」御説明致します。議案の5ページを御覧ください。

整理番号1番を御説明いたします。

【議案参照読み上げ】

それでは、御説明いたします。

本件につきましては、借人および貸人より青梅市に利用権設定の申出があり、各案件について、青梅市が農用地利用集積計画（案）を作成しました。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条により引き続き効力を有する旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、この集積計画については農業委員会の議決を得ることが求められているため、青梅市長より青梅市農業委員会へ議案のとおり集積計画の内容について審議と承認が依頼されたものでございます。

利用権の設定には、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件が満たされていることが求められます、こちらに関しましては、《議案第5号 別紙1》の調書を御覧ください。

◎農業経営基盤強化促進法第18条第3項

はじめに、第1号「農用地利用集積計画の内容が青梅市の定める基本構想に適合するものであること」でございますが、基本構想に記載される「利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件」につきましては、農地のすべてを効率的に利用することや農作業に常時従事することなどが示されております。本件につきましては、使用借人が所有または借用する農機具や農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれ、また、借人は農作業を行う必要がある日数について従事すると見込まれますので、第1号には該当すると考えております。

続いて第2号のイ「農地の全部効率利用」およびロ「農作業常時従事」については、先ほど御説明致しました第1号とほぼ同義ですので、ともに該当すると考えております。

続いて第3号のイについては、「第2号のロに該当しない場合」でございますので、本案件では適用致しません。

続いて第3号のロについても、「法人である場合」でございますので、本案件では適用致しません。

最後に第4号「農地にかかる権利を持つ全ての者の同意を得ること」でございますが、本案件は所有者である使用貸人、使用借人の両者に利用集積計画を確認いただき同意の印をもらっております。従いまして権利者の同意を得ておりますので、該当すると考えております。

よって農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号と照合した結果、別添調書のとおり、許可要件をすべて満たしていると考えます。

次に、《議案第5号 別紙2》の農用地利用集積計画（案）を御覧ください。利用権設定の更新の申し込みとなり、設定する権利は貸借権です。

契約期間もともに、2024年3月11日から2027年3月10日までの3年間となっております。

また、裏面以降は使用借人の農業経営の状況等や、共通事項が記載されております。

また使用申請地において借り人は、育苗用ハウスとして利用を行う予定になっております。

現地調査につきましては、2月14日に町田委員さんで行いまして、ともに支障なしとの協議結果となっております。

次に整理番号2番。

《議案参照。読み上げ》

こちらについても、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件が満たされていることが求められます。こちらに関しまして、《議案第5号 別紙3》の調書の通りです。こちらに関しましても、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号と照合した結果、別添調書のとおり、許可要件をすべて満たしていると考えます。

《議案第5号 別紙4》の農用地利用集積計画（案）を御覧ください。

利用権設定の更新の申し込みとなり、設定する権利は貸借権です。

契約期間は2024年3月11日から2029年の3月10日までの5年間です。

裏面以降は、使用借人の農業経営の状況等や、共通事項が記載されております。

また、申請地においては、観葉植物・低木苗木を行う予定となっております。
現地調査につきましては、2月14日に町田委員さんで行いました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1、2番について、町田委員さんからの補足説明はなにかございますか。

委員

議席番号12番 町田です。

整理番号1番について説明します。

さんに問題がありまして、車を道路に停めて邪魔になったり、子どもの施設の横に倉庫がありトラクターに触れて怪我をするのではないかという話が出まして注意しました。あとコンテナを運ぶ資材が乱雑に置いてあったりしているので注意しました。本来は5年のスパンで貸すのですが3年の契約としました。

整理番号2番について説明します。

育苗ハウスでは榊の苗木3,000本を3畝、年間9,000本を作って
さんに出しています。他にはユーカリの木が80本くらい、ブルーベリーが20本くらい植えてあり、その間に野菜を作っていました。よろしくご審議をお願いします。

議長

以上で補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 12 名]

議長

挙手12名により、可決されました。

よって、議案第5号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条により引き続き効力を有する旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項について」2件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に、日程5の報告事項に移らせていただきます。

はじめに「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、2件で1ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第4条第1項第7号の規定による届出については、5件で2ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第5条第1項第6号の規定による届出 について」は、9件で3ページに記載されたとおりです。

次に、その他事務処理に関して、「耕作証明書について」は、1件で4から5ページに記載されたとおりです。

次に、その他事務処理に関して、「農地の転用事実に関する照会に対する回答」は、1件で6ページに記載されたとおりです。

以上で報告は終わります。御質疑等がなければ、報告のとおり御了承をいただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

事務局

先月にかけて小曾木2丁目の営農型の更新の件でご報告です。

2月7日に東京都農業会議の常設審議会を通りまして承認が得られたので、今東京都に対して申請書類を提出し2月29日付で許可が出る見込みになっていますが、知見を有する者の意見書というのがパネルの下部でもきちんと育つという根拠資料として必要で、今まで2015年の申請当時の知見を有する者の意見書を使っていたのですが、今回それが使えず、知見を有する者というのが青梅市農業委員会の会長や委員さんでも大丈夫ということでしたので、一旦事務局で意見書の案を作成して、後日会長にご確認いただければと思います。今回は意見書を作成して許可を得ようと思いますので、その報告をさせていただきます。

事務局

先月の さんの件が保留でしたが、ご本人と話をし、懸念のあった駐車場と防草シートを対応していただけるということで調整ができましたので、3月の農業委員会の総会で議案として挙げさせていただきます。

駐車場に関しましては、農地の隣が さんの自宅になっていまして、自宅に4台程度、乗用車が停めれるスペースがあるということで問題ないと思います。

防草シートに関しましても3月上旬には外していただいて耕耘をしていただけるということでしたので、現地を確認次第またご報告をさせていただきます。

議長

ありがとうございました。

ただいまの報告をもちまして、本日の審議はすべて 終了いたしました。

慎重な御審議を賜りありがとうございました。

感謝を申し上げ総会を閉会とさせていただきます。

なお、全員協議会は午後3時20分から開会いたします。